

本宮市第2期地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「本宮市第2期地域公共交通計画」の策定にあたり、公共交通の現状・課題を確認するとともに、市民ニーズや利用実態などの計画策定に向けた調査等を実施するため、公募型プロポーザル方式により委託候補者を選定することを目的として必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1)業務名

本宮市第2期地域公共交通計画策定支援業務

(2)業務内容

「本宮市第2期地域公共交通計画策定支援業務 仕様書」のとおり

(3)履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

(4)契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5)委託上限額

9,251,000円とする。（消費税及び地方消費税を含む。）

3 担当部局

〒969-1192 福島県本宮市本宮字万世212番地

本宮市地域公共交通活性化協議会事務局（本宮市市民部生活環境課内）

電 話 0243-24-5361

F A X 0243-34-3138

メール kouryuu@city.motomiya.lg.jp

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本宮市における令和7・8年度入札参加資格者名簿に登録されている者とし、公示の日から契約締結の日までの間に、本宮市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱（平成19年1月1日告示第50号）による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 代表者及び役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又はその構成員の統治の下にある者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 福島県内に本社または営業所を置いていること。
- (8) 過去5年以内に東北管内の地方公共団体等における公共交通計画等の策定支援業務実績を有していること。

5 スケジュール表

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

日 程 等	項 目
令和8年6月3日（水）	公募開始（市ホームページ）
令和8年6月8日（月）午前10時まで	質問書の提出期限
令和8年6月9日（火）	質問書への回答（市ホームページ）
令和8年6月11日（木）午後5時まで	参加表明書提出期限
令和8年6月15日（月）	参加資格確認結果通知及び 企画提案書提出要請通知
令和8年6月26日（金）午後5時まで	企画提案書等の提出期限
令和8年6月30日（火）	プレゼンテーション審査会
令和8年7月上旬	プレゼンテーション結果通知

6 応募手続

(1) 応募方法

プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要領で必要書類を提出すること。

① 受付期限

令和8年6月11日（木）午後5時まで

② 受付場所

3の担当部局に同じ。

③ 提出書類及び部数等

ア 参加表明書（様式第1号） 1部

イ 参加資格要件確認書（様式第2号） 1部

ウ 会社概要（様式第3号） 1部

※ 事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの（パンフレット可）。

エ 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） 1部 ※3か月以内に発行のもの

オ 業務実績調書（様式第4号）

カ 国税及び県税並びに市町村税に未納がないことの証明書

④ 提出方法

提出方法は持参又は郵送とすること。郵送する場合は、提出期限までに必着するよう、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」にて郵送すること。郵送の場合は、封筒に赤字にて「本宮市第2期地域公共交通計画策定支援業務公募型プロポーザル参加表明書在中」と記載することとし、到着確認を電話により行うこと。

(2) 説明会の開催

本プロポーザルに関する説明会は行わない。

(3) 質疑応答

① 受付期間

令和8年6月8日（月）午前10時まで

② 受付場所

3の担当部局に同じ。

③ 提出方法

所定の様式（様式第5号）に記入し、電子メールで提出すること。なお、送信後は確認のため担当部署まで電話連絡すること。

④ 質疑への回答

質問があった場合は、令和8年6月9日（火）に、全ての者に電子メールで回答する。なお、評価に関する質問については回答しない。

質問への回答内容は、本実施要領等の追加又は修正とみなすこと。

(4) 参加資格要件の確認結果

参加申込者の参加資格要件を確認し、その結果については、参加表明書に記載の電子メールへ送信する。

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、参加辞退届（様式第6号）に必要事項を記載のうえ、令和8年6月19日（金）までに提出すること。

(6) 企画提案書等の提出

① 提出書類

ア 企画提案書（様式第7号）

イ 企画提案書別紙（様式任意）

ウ 見積書及び事業費積算内訳書（様式任意）

※ 上記書類は具体的な契約交渉を行う事業者を選定するためのものであり、提案内容がそのまま契約内容となるものではない。

② 企画提案書別紙作成上の留意事項

ア 別紙の仕様書をもとに、策定にあたっての基本的な考え方、現況把握やデータ分析の手法、調査等の結果を計画に反映する考え方等、必要な事項について具体的な記載を行うこと。

イ 業務の実施体制（様式第8号）、配置予定者の経歴（様式第9号）及び工程表について記載すること。

ウ 用紙はA4版、文字は横書き、11ポイント以上とし、表紙を除いた10ページ以内での両面印刷とすること。

エ 使用言語は日本語とし、一部に日本語以外の言語を使用する場合は、同一のページ内に注釈をつけること。

③ 提出部数

各1部を綴じた正本1部と副本6部を提出すること（副本は、社名、商標等の企業名が特定できる情報を黒塗りすること）。

④ 受付期間

令和8年6月26日（金）午後5時まで

⑤ 受付場所

3の担当部局に同じ。

⑥ 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送する場合は、提出期限までに必着するよう、必ず「特定記録郵便」又は「簡易書留」にて郵送すること。郵送の場合は、封筒に赤字にて「本宮市第2期地域公共交通計画策定支援業務企画提案書在中」と記載することとし、到着確認を電話により行うこと。

7 企画提案の審査及び評価の方法

(1) 選定委員会の設置

企画提案書の審査、評価及び受託候補者の特定は、選定委員会において行う。

(2) ヒアリング等の実施

選定委員会において、提案内容をより理解するため、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを次のとおり行う。

① 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑等10分の計30分以内とし、ヒアリング順は、企画提案書受理の先着順とする。なお、企画提案者が多数となった場合は、業務実績等から5者程度に絞る場合がある。

イ 追加資料の配布は禁止する。

ウ 説明者は、補助者を含めて3名以内とする。

エ やむを得ない理由を除き、欠席をした場合は、企画提案書の審査を行わず、受託候補者の特定から除外する。

オ スクリーン及びプロジェクターは、事務局で用意する。パソコン等プレゼンテーションに必要な機器は、企画提案者が用意すること。

カ 実施内容に変更があった際は速やかに提案者へ通知する。

② 実施日時及び場所

令和8年6月30日（火）を予定とする。詳細な時間及び場所については、提案者に別途通知する。

(3) 審査及び評価の項目

項目は、次表に掲げるとおりとする。

評価項目	評価の内容	評価点
提案内容	<ul style="list-style-type: none">・仕様書記載の業務内容についてすべて提案され、趣旨を理解した適切な提案となっているか。・利用者ニーズや利用実態等の調査把握について、効果的な手法が提案されているか。・的確な調査結果の集計、分析について、効果的な手法が提案されているか。・本市の公共交通の現状・課題や人口の将来展望を踏まえた基本目標や具体性・実現性のある計画を策定する能力を有しているか。・提案について特筆すべき評価項目があるか。	50
業務実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務の工程管理は工夫され、実効性の高い提案となっているか。・提案業務を円滑かつ確実に実施できる体制を有しているか。	20
業務実績	<ul style="list-style-type: none">・過去5年以内に、東北管内の地方公共団体等における公共交通計画等の策定支援業務実績を有しているか。	20
見積金額	<ul style="list-style-type: none">・企画提案見積価格は企画提案内容を勘案して妥当であるか。・経費の内訳が適正かつ明確に示されているか。	10
評価点合計		100

(4) 受託候補者の特定

選定委員会において、前項の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位をつけ、最も評価点の高い者を受託候補者として選定する。評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、選定委員会の協議により順位を決定する。

なお、参加者1者の場合でも所定の評価を行う。ただし、評価点の合計が満点の60%に満たない場合は、受託候補者にしない。

(5) 選定結果の通知

委託候補者としての選定の結果は、参加したすべての事業者に書面で通知する。なお、選定結果についての異議の申し立ては受け付けない。

8 契約に関する事項

選定した受託候補者と本業務の詳細な内容について協議を行い、内容について合意の上、

本業務仕様書を作成するものとし、その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。

9 参加者の失格

参加者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書を無効とし、提案者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 本プロポーザルの参加資格を満たしていない又は満たすことができなくなった場合。
- (4) その他本実施要領の定め違反した場合。
- (5) 本件に関して不正な行為、公正さを欠く行為等があった場合。

10 留意事項

(1) 言語及び通貨

手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

参加表明及び企画提案に係る書類作成、提出、プレゼンテーションの実施等に要する費用は、参加者の負担とする。

(3) 提出書類の使用制限

提出された書類は、提出したものに無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

(4) 提出書類の取扱い

提出された書類は返還しない。

(5) 著作権等の権利

本委託事業の処理に伴い著作権その他の権利が生じたときは、それらの権利は市に帰属する。

(6) 再委託の禁止

委託業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることは認めない。また、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

(7) その他

本プロポーザルに応募しようとする者は、本要領に記載された事項について十分に理解しておくこと。また、本要領に定めるもののほか、必要な事項については本市の指示に従うこと。